

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月8日

佐賀県人事委員会委員長 大 西 憲 治

佐賀県人事委員会規則第20号

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年佐賀県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後				
別表（第1条、第2条関係）			別表（第1条、第2条関係）				
地方公共 団体名	機関		職員	地方公共 団体名	機関		職員
鳥栖市	本庁	略		鳥栖市	本庁	略	
		教育委員会事務局	<u>教育長</u> 教育部長 課長			教育委員会事務局	教育部長 課長
		略				略	
略			略				
多久市	本庁	略		多久市	本庁	略	
		教育委員会事務局	<u>教育長</u> 課長			教育委員会事務局	課長
		略				略	
略			略				
武雄市	本庁	略		武雄市	本庁	略	
		教育委員会事務局	<u>教育長</u> 教育部長 課長			教育委員会事務局	教育部長 課長
		略				略	
略			略				
鹿島市	本庁	略		鹿島市	本庁	略	

改正前				改正後				
		教育委員会事務局	教育長 教育次長 課長			教育委員会事務局	教育次長 課長	
		略				略		
		略				略		
	小城市	本庁	略		小城市	本庁	略	
			教育委員会事務局	教育長 教育部長 課長			教育委員会事務局	教育部長 課長
			略				略	
	略		略		略		略	
	嬉野市	本庁	略		嬉野市	本庁	略	
			教育委員会事務局	教育長 教育部長 課長			教育委員会事務局	教育部長 課長
			略				略	
	略		略		略		略	
	神崎市	本庁	略		神崎市	本庁	略	
教育委員会事務局			教育長 教育部長 課長	教育委員会事務局			教育部長 課長	
略			略					
略		略		略		略		
吉野ヶ里町	本庁	略		吉野ヶ里町	本庁	略		
		教育委員会事務局	教育長 課長			教育委員会事務局	課長	
		略				略		
略		略		略		略		
基山町	本庁	略		基山町	本庁	略		
		教育委員会事務局	教育長 課長			教育委員会事務局	課長	

改正前				改正後			
みやき町	本庁	略		本庁	略		
		教育委員会事務局	教育長 事務局長 課長		教育委員会事務局	事務局長 次長 課長	
		略			略		
	略		略				
上峰町	本庁	略		本庁	略		
		教育委員会事務局	教育長 課長		教育委員会事務局	課長	
	略		略				
略		略		略			
玄海町	本庁	略		本庁	略		
		教育委員会事務局	教育長 副教育長 課長		教育委員会事務局	副教育長 課長	
		略			略		
	出先機関	略		出先機関	略		
		小学校	校長 教頭		小学校	校長 副校長 教 頭	
		中学校	校長 教頭		中学校	校長 副校長 教 頭	
有田町	本庁	略		本庁	略		
		教育委員会事務局	教育長 課長		教育委員会事務局	課長	
	略		略				
略		略		略			
大町町	本庁	略		本庁	略		
		教育委員会事務局	教育長		教育委員会事務局	局長	

改正前				改正後			
		略				略	
江北町	本庁	略		江北町	本庁	略	
		教育委員会事務局	教育長 課長			教育委員会事務局	課長
		略				略	
白石町	本庁	略		白石町	本庁	略	
		教育委員会事務局	教育長 課長 専門監			教育委員会事務局	課長 専門監
		略				略	
太良町	本庁	略		太良町	本庁	略	
		教育委員会事務局	教育長 課長			教育委員会事務局	課長
		略				略	
略				略			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により同項に規定する旧教育長が在職する場合には、この規則による改正後の佐賀県が公平委員会の事務を受託している地方公共団体の管理職員等の範囲を定める規則の規定にかかわらず、その教育委員会の委員としての任期中に限り、教育長に係る規定の適用については、なお従前の例による。